



2021年10月11日 第2022-01号

【発行】 J A M

【発行責任者】 中井寛哉

【編集】 総合政策グループ

TEL : 03-5860-6150

E-Mail : seisaku@jam-union.jp

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金 第8次公募のお知らせ “締め切り迫る”

【公募期間】

申請受付：令和3年9月1日（水）17時～

応募締切：令和3年11月11日（木）17時（8次締切）

【事業概要】

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金は、中小企業・小規模事業者等が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更（働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入等）等に対応するため、中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援するものです。また、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、社会経済の変化に対応したビジネスモデルへの転換に向けた新型コロナウイルスの影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者に対して、通常枠とは別に、補助率を引き上げ、営業経費を補助対象とした「新特別枠」として低感染リスク型ビジネス枠を新たに設け、優先的に支援します。

補助上限 [一般型] 1,000万円

[グローバル展開型] 3,000万円

補助率 [通常枠] 1/2

小規模企業者・小規模事業者 2/3

[低感染リスク型ビジネス枠] 2/3

【補助要件】

以下を満たす3～5年の事業計画の策定及び実行。

・付加価値額 + 3%以上/年

・給与支給総額 + 1.5%以上/年

・事業場内最低賃金 ≥ 地域別最低賃金 + 30円

※ 新型コロナウイルスの感染拡大が継続している状況に鑑み、補助事業実施年度の付加価値額及び賃金の引上げを求めず、目標値の達成年限の1年猶予を可能とします。

【補助対象者】

日本国内に本社及び補助事業の実施場所を有する中小企業者。

製造業、建設業、運輸業、旅行業 資本金3億円以下、従業員数300人以下等。

【加点項目】

「パートナーシップ構築宣言を行っている事業者」など（応募締切日時点）

<応募申請書類お問合せ先>

ものづくり補助金事務局サポートセンター

受付時間：10:00～17:00（土日祝日および12/29～1/3を除く）

電話番号：050-8880-4053

※「パートナーシップ構築宣言」

ポータルサイト

(<https://www.biz-partnership.jp/index.html>)

大企業と中小企業が共に成長できる持続可能な関係を構築するために！

「パートナーシップ構築宣言」

ポータルサイト



「パートナーシップ構築宣言」ロゴマーク

